

令和5年4月15日

柳瀬川町内会員各位

柳瀬川町内会  
会長 竹前 栄二



令和4年度第45回総会議事録

会 長		副 会 長			会 計				
--------	--	-------------	--	--	--------	--	--	--	--

開催日：令和5年4月15日（土） 開催時間：19時～20時05分  
開催場所：柳瀬川町内会館

司会：五十子副会長

総会定数確認：会員世帯数：85世帯、出席者数：31名、委任状：41名、  
合計：72名、(過半数：43名、)

上記の通り過半数を上回りましたので「町内規約第5章 第27条規約」に基づき総会が  
成立したことを報告します。

令和4年度総会議事次第

- 1・開会宣言：五十子副会長が「第45回町内総会」開会を宣言。
- 2・会長挨拶：竹前会長よりの挨拶。  
コロナ禍の為4年振りの開催となりました。日ごろからの町内会活動に対する並々ならぬご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。  
本当に、ありがとうございます。  
町内会役員の皆様、一年間にわたっての活動を、大変お疲れ様でした。  
総会の開催後に、あらためて新しい役員となる皆様への引き継ぎを、どうぞよろしくお願いいたします。
- 3・議長選出：議長希望者を募りましたが立候補者がいない為杉原氏にお願いしました。
- 4・伊藤副会長より町内会館利用状況の説明がされた。
- 5・1号議案「令和4年度活動経過」が伊藤副会長より報告承認された。
- 6・2号議案「令和4年度決算報告」が小島会計担当より報告承認された。
- 7・3号議案「令和4年度特別会計決算報告」が小島会計担当報告承認された。

8・4号議案「令和4年度会計監査報告」を立川会計監査担当が報告承認された。

9・5号議案「令和5年度事業計画」竹前会長から説明があり承認された。

10・6号議案「令和5年度事業予算・収入予算」竹前会長から説明があり承認された。

11・7号議案「町内会一部改正の件」議長より説明があり承認された。

#### 第19条

改正前：役員の任期は1ヶ年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残存任期とする。

改正案：役員の任期は1ヶ年とする。副会長の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残存任期とする。

12・8号議案「次期会長の選出」

杉原議長より次期会長の立候補者の募集を行ったが該当者がなく、選考委員6名を指名し選考を行います。

選考委員：仁科・小島・8班高橋・2班古賀・6班宮川・5班内城  
選考の結果、引き続き竹前会長にお願いすることになりました。

13・議長の人を解き司会に交代

14・新会長挨拶

令和5年度も、継続して会長を務めさせて頂く事となりました。まだまだ未熟な点が多々あるかと存じますが、誠心誠意努めさせて頂きます。（詳細別紙）

15・会長より新役員紹介（総会議案書参照）

16・質疑応答

・以前から要望していた「防災用ヘルメット」の購入をお願いしたい。

今年度「折り畳み式ヘルメット」購入予定です。

・大排水暗渠の件では、工事着手を直ぐにするのか？

広報4月号に「『館大排水路の改修 1481万円』の予算が付きました。

排水路の地質調査及び水路の遊歩道化に向けた実施設計を行う」と明記。

17・五十子副会長：閉会

以上

配布物

総会にて会員に配られます配布物4冊、班長より欠席者に配付。

- 1・「令和4年度柳瀬川町内会総会議事案」
- 2・「町内会館規定」
- 3・「柳瀬川町内会自主防災会」
- 4・「柳瀬川町内会規約」

令和5年4月15日

柳瀬川町内会  
会長 竹前 栄二

### 就任あいさつ

令和5年度も、継続して会長を務めさせて頂く事となりました。まだまだ未熟な点が多々あるかと存じますが、誠心誠意努めさせて頂きます。

今年度は、会館のリニューアル工事、照明のLED化、大排水の暗渠化の促進の実現に向かって活動をしていきます。

また、町内会として大事なのが地域環境の維持です。

割れ窓理論ご存じでしょうか？

これは、建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴となり、他の窓もまもなくすべて壊されてしまう傾向が高いという事実から、反対に「割れた窓をすぐに修理すれば、他の窓が割られる確率は低くなる」という説を唱えた理論です。

たとえばゴミについても同じことをいうことができます。

路上のゴミを放置しているまちは、ゴミに関して誰も注意を払っていないという象徴となり、さらにゴミが捨てられるようになる、というわけです。

これを割れ窓理論に従って逆に考えれば、「ゴミがまちに散乱しないようきちんと毎日清掃すれば、環境がよくなる」。

不法投棄、雑草処理、防災、防犯、防犯カメラ問題等、町内会組織があることによって維持できますが、無いと個人が行はなければなりません。

地域環境維持は地域組織が主体となって活動をしないと維持できません。

組織で行う事で、ちょっとした事を摘み取ることで環境維持ができ、住みよい街になります。

町内会が有っても無くても同じと考えている方もおりますが、目に見えないようですが、地道に活動しているお陰で住みよい地域となっていると確信しております。

どうか、今までと変わらぬご支援やご協力のほど、なにとぞよろしくお願いいたし挨拶に代えさせて頂きます。